全日本金属情報機器 労働組合(JMIU) 日本アイビーエム支部 東京都港区赤坂2丁目20の6 川瀬ビル5F 〒107-0052 TEL: 03-3583-9037 FAX: 03-5562-0853 定価 月 500円

Ŝ

など転

要

関

連

2

東

京地

総

门

動

よりの仲間が一見 大部支援ソングで 本IBM本社前行 大。 歌の仲間が一見 は、各コースの400名 「国外体みに行われた日 「国が送り出された日 「大田でのリストラ実 「大田でのリストラ実 「大田でのリストラ実 「大田でのリストラ実 「大田でのリストラ実 に押し出し、この行動のメイン に押し出し、この行動のメイン に押し出し、この行動のメイン に押し出し、この行動のメイン にでのリストラ実

施状況を会社側に た。 質

宣伝行動する仲間たち

か実施されるもの生前での宣伝や手議の早期解決 これるものです。の宣伝や申し入事期解決を求め

ではなけれた日本 I B M になけれたことを報告になったことを報告になった。

です。マートルじた

日本IBM M´. 本社前

# ま

司

法

 $\sim$ 

の

)要請活動

ま要行い、組合 による 動 し法は かた。のの 2以票行 1 報告 日動に しのも伴

て動前後要表裁ア員あ次員 Jシのに、請明判ウ長り長長 Mュ最押横団へのトの

央労働委員会要請行

2014年12月15日

支援ソングを歌う橋本のぶよさん(中央)

時いシのに

不当労働行為を認める既に東京都労働委員会で団交拒否事件に関しては、ロックアウト解雇時のロックアウト解雇時の

崩

「全部救済命令」が確定 しているにもかかわらず、 とないます。この事件は、 ています。この事件は、 でいます。この事件は、 不当労働行為が明確であ り「速やかに都労委の命 令に沿った判断をされる よう」中労委担当者に再 よう」中労委担当者に再

社員への対 東京地裁要請行 ゥ 自の解 1己都

春闘前進へ活発議論

11月29~30日、JMIU 15国民春闘討論集会 第27回組織建設全国会議に参加してきました。 生能中央執行委員長、三木書記長は会議の冒頭 で「15春闘と昨年春闘の違いをつかみ、この15 春闘を前進させる条件を確認し更に確信にしよ 走政治にストップをかけること。選挙を通して 労働者の要求・政策を社会に訴え政治の場にも

全国から参加した各支部の代表から、ビラまき や個別相談を通じた地道な組織拡大の活動報告 が行われました。そしてこれまでの秋闘年末-時金要求の総括を踏まえた15春闘での更なる要 求獲得への取組みについても活発な議論が交わ

り返さないる新たな目標 ドマップ2015 後性になった。会会にまでに多くの 

合は、議に 「今回の衆議院解散総選挙の争点は安倍暴 職対関口 強象すッ 反映できるように取組もう」と呼びかけました。

されました。

転職強要を

ヌC-JやIBIT 同している社員は、 同している社員は、 同している社員は、 日突然部門ごと出向 でした。それを「自 でした。それを「自 は横暴以外の何もの は横暴以外の何もの なければ転籍だとい

でう分せ人のあにら さものでんに身る出 I

りで出は I M

Tか

表をれ

を受け

らかに不当行為です。なったもので本人になったもので本人になったもので本人になった。それを「自分でれば転籍だというのません。それができれば転籍だというのないにかられば転籍だというのものである。

組 B 5 合員に との和解が成立 . つ 、ては、 日 0 O 本

5月29日に会社 その結果、20 その結果、20

# GASでは勝利和解

価格計画. S&D価格計画

豊 洲 TSDL. 第一Lotus TS

大 阪 西日本地区技術・技術推進

TSDL・IMクライアント TS

TSDL. ISEL\*System技術

大阪 GFS. 西日本グリーンファシリティSVC

事業所名 本 社 SO事業統括. ITSO事業戦略

# ●組合事務所電話 03-3583-9037 火、水、金 10時~16時 03-5562-0853 jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp 組合HP: http://www.jmiu-ibm.org/ 注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

東京法律

事務所

03-3355-0611(代)

弁護士 水口 洋介、 今泉 義竜、 本田 伊孝 http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/

東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F 労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます (お手数ですが電話により予約をお願いします)

ホームページアドレス http://www.jmiu-ibm.org

1505-5420

1505-5204

な 出向状態を維持できるようになっても転籍せずにの和解協定により、原告の3人だけでなく、IGの制定の適用を受けるこも含む)についても、この協定の適用を受けることができ、すでに多くの組合員が60才まで出向のまま定年退職しています。ままた、この協定は、IG

電話番号 杉野 憲作 205-6550 206-4650 石原 隆行 205-6483

山本 茂秋

河本 公彦

判な を起こいった て

カュ

自分で帰任先探せの

V

な

10 月 20 日、10 月 20 日本 上したことを受け、日本 上したことを受け、日本 上したが、その主な標的に したが、その主な標的に したが、その主な標的に なったのが出向者です。

転籍強要過去にも同

同様な

/ 日社過向

9 9 り ま り ま 子

谷子会社は、 そ子会社は、 そ子会社は、 そ子会社の出 と そ子会社の出

と及び55才未満の人は55 大になった時点で転籍することを条件として盛り 力的に下げる不当労働行 を求めました。組合は、 を求めました。その後、 を求めました。その後、 として会社に抗議し、 を求めました。その後、 を求めました。その後、 で1 G A S )については を求めました。その後、 で1 G A S)については が、総務子会社は55

子会社化する

1819-4060 1206-0562

合なんでも相談窓口担当者 SWG. グローバル・ライセンシング事業部. ELAソリューションズ 大場 伸子 大岡 義久 1801-2359 PLM SS. 設計·開発SOL SVC 本間 孝之 1209-0231 GBS.インダストリアル・アプリケーション開発 板倉 浩 205-2205

うのぜし組れ 行まれた合い自動を組結にいり 動しましょう。 s 転籍せずにす 相表に加入し、 に相談下さい。 に相談下さい。 に相談下さい。 に相談下さい。 に相談下さい。 に相談下さい。 に相談下さい。 に相談下さい。 にがる場合は、ぜいる場合は、ぜいる場合は、 でいる場合は、 でいるのが にいるのが に ででは、ぜひ、いかになっている。相談では、ぜひ、は、ばい、がない。相談では、ばい、がない。はい、はい、がない。はい、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、

組合に相談・加 でな され 入を

Ĭ, き他の 0

会社 に え だ え

にもしだけ

eーmailアドレス jmiuーibm@i. bekkoame. ne. jp

(3) 2 0 1 4年1 2月15日 第2256号 かい な

# 労働者の生活の糧を根底から揺さぶる、賃金減額措置

11月27日、賃金減額裁判の口頭弁論が東京地裁620号法廷で開かれ、原告の意見陳述が 行われました。以下に、原告の意見陳述書を掲載します。

# 意 見 陳 述 書

2014年11月27日

東京地方裁判所民事第11部 御中

# 1 入社からの経緯

私は、199X年12月に現在の会社の子会社 であるコンピューター・ソフトウェア会社である ○○○株式会社に中途入社しました。この会社が、 200X年、日本アイ・ビー・エムに吸収合併さ れ、それ以来、企業からのコンピューター・ソフ トウェアに関わる問い合わせを担当する部門で約 18年無遅刻・無欠勤で働いてきました。

# 2 労働環境改善への取り組み

2002年、合併前の勤務先と比べて、賃金不 払い残業(サービス残業)があまりに多いことに、 疑問を抱き始めました。周囲には、疲れ果てて、 日曜日は終日寝ているしかないという同僚や、 「このままでは、過労死するかもしれない」とつ ぶやく同僚が出ていました。前の会社は、残業防 止のため、出退勤時刻をIDカードを使用し、自 動的に記録するシステムでしたが、現在の会社は、 出退勤時刻を、自分で数字をパソコンで手入力す る前近代的な方法です。会社から残業管理を命じ られた上司の下で、労働時間を少なめに記録する 同僚も多くいます。

毎月50時間以上の残業に、「このままでは、 同僚も含め、私自身も体調を崩しかねない」と私 は、会社近くの品川労働基準監督署に賃金不払い 残業を申告しました。そして、2003年1月、 企業に改善を求める「指導票」が会社に交付され ました。しかし、現在も多くの人の賃金不払い残 業は、放置されています。長時間労働の末、精神 疾患を発症し、退職に追い込まれる人が少なくあ りません。当社に転籍したとたんに、労働環境が 著しく悪化し、病気がち、特に精神疾患の人が多 くいることに驚きました。

そのような労働環境の中、私は、日々、仕事に 真摯に取り組んでいますが、2006年、200 8年、2014年には退職勧奨を受けました。

# 3 最近の状況

2014年7月29日、上司に、ある仕事を終 えたことを報告した際、「バイト君でもできる仕 事だ」と罵倒されました。上司自らが私に指示し た仕事にも関わらず、です。この発言は、私自身

に対しての侮蔑のみならず、非正規労働者への差 別の意図も感じられました。

労働基準監督署に法違反を申告したり、本給減 額の人事施策について今回のように裁判所に提訴 した「うるさい」私が狙われているのではないか、 と感じます。

本給を大きく減額された上に、上司らからこの ような精神的苦痛をたびたび受けながらも、私は、 気持ちを奮い立たせて、日々、職務に忠実に取り 組んでいます。

# 4 減額の生活への影響

2013年、2014年と本給合計66、90 0円を減らされてしまい、現在の本給は304、 600円です。この数字は、中途入社した26歳 当時の賃金以下であり、この18年の努力を否定 されたようなものです。精神的苦痛、経済的打撃 は計り知れません。

2011年に、長年に渡る不妊治療の末、待ち に待った長女が誕生しました。しかし、不妊治療 には、百万単位の多額の費用が必要でした。そし て、その頃、近い将来に本給が減額されるとは想 定していませんでした。家賃の軽減や、家庭の事 情により、長女の出生後、2012年に東京都内 から近県に引越し、住居費の節減を図ってきまし た。しかし、その後、2回に渡る本給の大幅な減 額は、都内までの超長距離通勤の努力を吹き飛ば すくらいの打撃があります。

さらに、これから養育費や教育費がかかってい くだろうときに、この減額の影響は非常に大きく、 今までの貯蓄を切り崩しながら、何とかやりくり して暮らしています。娘は、まだ3歳ですが、不 自由のない食生活をさせてやりたいとの思いが募 ります。

# 5 裁判所へのお願い

この賃金減額制度は、使用者の自由裁量で給与 を下げることが可能である制度で、生活を破壊す るだけではなく、労働者の尊厳をも踏みにじって います。裁判所におかれましては、労働者の生活 の糧である賃金を根底から揺さぶる、この賃金減 額措置の是非について、弊社のみではなく、日本 の労働者全体に与える影響を考慮の上、冷静な判 断をお願いする次第です。

以上

な 第2256号(2) 2014年12月15日 かい

組 4 QのRAプローズに基づいたの方針を回答して明確に表がないといった。 は 現在をして明確に がないといった。 要求の趣旨として明確に がないの方針を回答した。会社はビジネス に基づいて動く。 からないな計画は 現在そんな計画は 現在そんな計画 がないったので、一方 がないのも は せいったので、一方 がないのも は せいった。 計るれば 合している。回はない。 二画 ス理 は 二解 1 1 ズな

会 あ 組 た え 好 会 な 一 時 資 措 組 の 会 る こ る ま い 致 と 料 置 で で 朝 都 は 現 か 4 と と な サ 。し ロ で 勧 都 は 現 。Qはきいん しまに。も 嵵 解る解予 雇算社  $\mathcal{O}$ が措も 置争 致がい し使は

てA月年の  $12 \frac{1}{M}$ ポ 12 M る。活 S B 人S経 崩めにA 材ので M 心え発は に競 BV 発育があっ うと てキ表? Α いル

東京地裁のサム ・ 東京地裁のサム ・ は会社 ・ はるは会社 ・ はるは会社 ・ はるは会社 ・ はるは会社 ・ はるは会社 ・ はるはるはる 解雇をやるなRAやロックア 合検と決**組**らずがあると協った。 い組り会

議

は

拒

括し

と言 口 組 る。事 ツ 双している。 現時点ではない。 相が告を求っ をロックアト。 っク昨 テ盲 ウの トサ ウラめ実 予予を効果 罡 雇の 然で雇計 を保 したも は尋 な問 はが上のの いで

点で

うロ 要グ

は求ラ

を伝保をい「ム強会お地( C 和合のコメン が大きなどもなどの ではは「現時はない」 はは「現時はない」 をロックアー をロックアー をはない。 組合に、現時はない。 はない。 をはない。 をはなない。 をはなな。 をはなな。 をはなな。 をはなな。 をはな。 をはな。 をはな。 をはな。 をはな。 をはなな。 をはなな。 **AMSSSTABA?** ・ラダー専問 ・ラダー専問 では」と言って にめ、実列 を本社前産 では」を を本社前産 段

況です。 (**4** 明 は **4 4 1** と言われて と言われて と言われて と言われて と言われて と言われて と言われて と言われて と言われて 下場的に需要が高い 「CAMSSに働い 「CAMSSに働い る人以外はいらない」 る人以外はいらない」 を全変更して、「C なく変更して、「C なく変更して、「C なく変更して、「C なくがし対象人数すら しかし対象人数すら **れれスA** ばなすM いらるS

協議は拒否していなと協議する必要がある。と協議する必要がある。なら中止して欲しい。なら中止して欲しい。なら中止して欲しい。 厶 いを組 に度 追 解雇 は許らるが さ低 れ評 な価

て **組** 人 **会** い 臨 の S **組 会 組** 含 カ **会** い 準 **組** 切 す い に 。 時 は に ... ... め ス ... 人 が ... っる Mフかか給な職 Rオ。。与い種

団交報告

ツ

团

# **従業員代表選挙** 組合推薦候補への投票に

11月25日、36協定更新などのための従業員代表選出選挙が、本社、豊洲、幕張、大阪の各事業所にて行われました。 組合は、計7つのブロックに候補を出して選挙に臨みました。結果は下表のとおりです。組合推薦候補に投票くださった 多くの方々に、心から感謝します。

本年度は、従来本社事業所だけだった 電子投票が、本社以外の各事業所にも導 入された中、各ブロックとも組合推薦候 補は善戦しましたが、残念ながらブロッ ク代表には至りませんでした。

今回選出された従業員代表は、今後1 年間、就業規則変更などの際、意見聴取 されます。会社から指示された内容では なく、多くの従業員の利益代表として意 見を述べてくださるよう、改めてお願い するものです。

事業所/ ブロック	組合推薦候補	得票数	得票率	相手得票数	相手得票数÷ 有権者数
本社/第一	大場 伸子	263	23. 9%	837	55. 9%
本社/第三	吉野 浩介	284	20.0%	1, 134	62. 8%
本社/第五	並木 和男	334	20. 1%	1, 327	63. 3%
豊洲/第二	田中 純	59	21. 3%	218	63. 6%
幕張/第一	橋本 弘嗣	91	27. 6%	239	63. 4%
幕張/第二	石原 隆行	84	25. 1%	250	61. 9%
大阪/第一	河本 公彦	50	27. 8%	130	63. 4%
•				•	•